前橋市特別職の職員の給料の特例に関する条例の制定について

令和2年6月30日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市特別職の職員の給料の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、市長、副市長、教育長、公営企業管理者及び監査委員のうち常 勤とする者の給料の特例について定めるものとする。

(市長、副市長、教育長及び公営企業管理者の給料の額の特例)

- 第2条 市長及び副市長の令和2年7月1日から同年12月31日までの間(以下「特例期間」という。)における給料の額は、前橋市特別職の職員の給与に関する条例(昭和26年前橋市条例第304号。以下「特別職給与条例」という。)第3条第1号及び第2号の規定にかかわらず、次のとおりとする。
 - (1) 市長 月額 78万7,500円
 - (2) 副市長 月額 72万円
- 2 教育長の特例期間における給料の額は、特別職給与条例第3条第3号の規定に基づき定める額にかかわらず、月額61万2,000円とする。
- 3 公営企業管理者の特例期間における給料の額は、特別職給与条例第3条第4号の 規定に基づき定める額にかかわらず、月額60万4,000円とする。

(常勤の監査委員の給料の額の特例)

- 第3条 監査委員のうち常勤とする者の特例期間における給料の額は、前橋市監査委員の諸給与条例(昭和32年前橋市条例第58号。以下「監査委員給与条例」という。)第2条第1項第1号の規定にかかわらず、月額58万9,500円とする。(期末手当の額の算出の基礎となる給料月額についての適用除外)
- 第4条 前2条の規定は、特例期間における特別職給与条例第5条(監査委員給与条 例第2条第2項においてその例による場合を含む。)に規定する期末手当の額の算 出の基礎となる給料月額については、適用しない。

附則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。